

## 令和7年度バーチャル埼玉魅力発信等に関する業務 企画提案募集要領

### 1 委託業務名

令和7年度バーチャル埼玉魅力発信等に関する業務

### 2 趣旨

令和6年度に「バーチャル埼玉」内に開設した「アウトドアエリア」にて、メタバースの特性を生かした体験・交流型のイベント実施などを通じて、埼玉県のアウトドアの魅力を発信していくことで、埼玉への関心等をさらに高めていく。

### 3 委託上限額

8,984,000円（消費税及び地方消費税込）

※本事業の契約に係る上限額（税込）であり、予定価格はこの範囲で別途算定する。

### 4 委託業務の内容

令和7年度バーチャル埼玉魅力発信等に関する業務仕様書のとおり

### 5 作業条件

- (1) 「2 趣旨」に記載の目的を達成できるよう、イベント企画・運営などを実施すること。
- (2) 本県職員と綿密な企画調整を行える体制を構築するとともに、その体制を明確にすること。

### 6 応募資格

応募できるのは、次の項目の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付入審513号）に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。
- (3) 埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付入審97-1号）に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納していない者であること。
- (6) 過去5年間に国及び地方公共団体からオンラインを活用したイベントとリアルイベントの企画・運營業務を受託した実績を有していること。

## 7 スケジュール（予定）

ホームページへの掲載	令和7年3月25日（火）
質問事項受付	3月25日（火）～4月1日（火）午後5時まで
質問事項の回答	4月 3日（木）
企画提案参加申込期限	4月 7日（月）午後5時まで
企画提案書提出期限	4月 9日（水）午後5時まで
第一次審査	4月10日（木）～4月11日（金）
第二次審査	4月17日（木）
選定結果発表	4月22日（火）

## 8 仕様書等に関する質問及び回答

仕様書等に関する質問は次のとおり受け付ける。

### (1) 受付期限

令和7年4月1日（火）午後5時まで

### (2) 受付方法

令和7年度バーチャル埼玉魅力発信等に関する業務企画提案募集要領の内容に関する質問書（別紙様式3）に記入の上、電子メールで提出すること。

（提出先アドレス）[a2840-15@pref.saitama.lg.jp](mailto:a2840-15@pref.saitama.lg.jp)

### (3) 回答方法

質問に対する回答は、質問を行った事業者名を伏せて、令和7年4月3日（木）までに県のホームページ（物品・委託等）に掲載する。

[https://www.pref.saitama.lg.jp/a0301/virtual\\_saitama\\_r7miryoku.html](https://www.pref.saitama.lg.jp/a0301/virtual_saitama_r7miryoku.html)

なお、電話による質問には、原則として応じない。

## 9 企画提案参加意思表明書の提出

令和7年度バーチャル埼玉魅力発信等に関する業務の企画提案に参加を希望する場合は、以下の書類を提出すること。

### (1) 提出書類

ア 令和7年度バーチャル埼玉魅力発信等に関する業務企画提案参加意思表明書（別紙様式1）

イ 会社概要（別紙様式2）

ウ 募集要領「6 応募資格」を満たしている旨の誓約書（別紙様式4）

### (2) 提出方法

原則として電子データをメールで提出し、提出後、電話による到達確認をすること。ただし、通信障害等やむを得ない事情により電子メールでの提出ができない場合は、持参または郵送により提出すること。

※持参・郵送の場合は、「14 担当窓口」へ提出すること。

※郵送の場合は簡易書留とすること。

（提出先）埼玉県県民生活部県民広聴課 魅力発信担当

（メールアドレス）[a2840-15@pref.saitama.lg.jp](mailto:a2840-15@pref.saitama.lg.jp)

（メールの件名）【参加申込】令和7年度バーチャル埼玉魅力発信等に関する業務

（電話）048-830-3192

(3) 提出期限

令和7年4月7日（月）午後5時まで

10 企画提案書等の提出

企画提案に当たっては、以下の書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書

(ア) 企画提案書は次の構成とすること。

① 表紙

- ・表題（令和7年度バーチャル埼玉魅力発信等に関する業務企画提案書）
- ・応募者の所在地及び氏名並びに連絡担当者の氏名、電話番号及び電子メールアドレス

② 目次

③ 提案内容

令和7年度バーチャル埼玉魅力発信等に関する業務仕様書を参照し、提案内容を具体的に記載すること。

(イ) 日本語で記載し、ページ番号を付与すること。

(ウ) 全体で20ページ以内（表紙、目次を含む。）で作成すること。

(エ) 提案書のファイル形式は PowerPoint 形式または PDF 形式とすること。

イ 見積書（任意様式）

(ア) 提案内容に沿って、項目、単価等を明らかにすること。

(イ) 金額は日本国通貨で、消費税抜きで表記すること。

(ウ) 企画提案書とは別冊で作成し、企画提案書と同時に提出すること。

(エ) 消費税を含めた額が予定価格を超過した場合は失格とする。

(オ) 宛名は「埼玉県知事大野元裕」宛とし、代表者印の押印は不要とする。

(2) 提出方法

県が指定するファイル送受信システムによるデータ提出すること。「令和7年度バーチャル埼玉魅力発信等に関する業務企画提案参加意思表明書」に記載された担当者のメールアドレス宛に県民広聴課からファイル送受信システムを送信するので、それにより企画提案書等を提出すること。提出後、電話による到達確認をすること。

ただし、通信障害等やむを得ない事情によりファイル送受信システムでの提出ができない場合は、持参または郵送により提出すること（紙の場合は1部）。

※持参・郵送の場合は、「14 担当窓口」へ提出すること。

※郵送の場合は簡易書留とすること。

(3) 提出期限

令和7年4月9日（水）午後5時まで

(4) 留意事項

ア 企画提案書等の提出については、1提案者につき1提案に限る。複数の提案はできない。

イ 企画提案書等の提出後は、その内容を変更することは認めない。ただし、必要に応じて追加資料の提出などの補正を求めることがある。これに応じない応募者は失格とする。

- ウ 企画提案書等の作成及び提出に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- エ 本委託業務に係る説明会は開催しない。

## 11 契約先候補者の選定方法

本事業における契約先候補者については、以下の審査を経て選定する。

### (1) 第一次審査（書類審査）

- ア 提出された企画提案書に基づく書類審査を実施する。ただし、企画提案競技の参加者が3者以下の場合は、提出書類を確認後、以下「(2) 第二次審査（プレゼンテーション）」の審査のみを実施する。
- イ 第一次審査の結果は、企画提案競技の参加者全員に対して、令和7年4月14日（月）に電子メールで通知する。
- ウ 第一次審査通過者は、3者を想定している。
- エ 第一次審査通過者については、以下「(2) 第二次審査（プレゼンテーション）」の審査を実施する

### (2) 第二次審査（プレゼンテーション）

- ア プレゼンテーションの内容は企画提案書に基づき、特に重視する点や強調する点について、説明を行うこと。プレゼンテーションの会場における追加資料の配布等は不可とする。
- イ プレゼンテーションの時間は12分、質疑の時間を10分とする。
- ウ 第二次審査に参加しない者については、契約先候補者には選定しないものとする。
- エ 第二次審査は、令和7年4月17日（木）にWeb会議（Microsoft Teams）により行います。詳細については、第一次審査通過者に別途通知する。
- オ 第二次審査の結果は、第二次審査の参加者全員に対して、4月22日（火）に電子メールで通知する予定。
- カ 第二次審査の参加者が1者のときは、選定委員会が提案内容を総合的に審査し、本事業の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書等を提出した者を委託候補者として選定する。

## 12 契約の締結

- (1) 選定された契約先候補者は、提出書類に基づき具体的事業内容を県と協議し、契約を締結するものとする。
- (2) 契約先候補者と協議が整わない場合や、契約締結までの間に事故のある場合等により契約先候補者としての資格要件を失ったときは、契約先候補者に対してその資格を取り消す旨の通知をした後、選定委員会において評価点が2番目に高かった者を新たに契約先候補者とする。
- (3) 当該企画提案競技において、不正が行われた事実が明らかになった時は、県は企画提案競技の決定を取り消す。

## 13 その他留意事項

次の各号のいずれかに該当する申込みは無効とする。

- (1) 談合その他不正行為が行われたと認められるもの
- (2) 審査の結果、参加資格がないと認められるもの

- (3) 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの
- (4) 指定する提出期限を過ぎて提出（到達）したもの
- (5) 提出書類に不足があるもの
- (6) 参加申請書に申請者の記名のないもの
- (7) 委託上限額を超える金額で見積書を提出したもの

14 担当窓口

埼玉県県民生活部県民広聴課魅力発信担当

(住所) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 (本庁舎1階)

(電話) 048-830-3192

(メールアドレス) [a2840-15@pref.saitama.lg.jp](mailto:a2840-15@pref.saitama.lg.jp)